

# 一九六〇年代前半における檜崎弥之助の国会質問（五）

——第四三回国会を対象として——

篠原新\*

## 第一節 はじめに

本稿では前稿<sup>(1)</sup>に引き続き、檜崎弥之助が第四三回国会（後半）で行った質問について、檜崎の国会質問用ノートと国会議事録等を比較する形で検証する。また、第四三回国会の後に行われた第三〇回衆議院議員総選挙の結果や当時の檜崎の社会党観についても検証する。前稿でも記したように、檜崎は、大臣や官僚等との直接のやり取りが行われない本会議や公聴会での質問、また、事故や災害等の突発的事象が発生し、他の社会党議員等の質問に割り込ませてもらう関連質問などには計画を作成していない場合が多い。そのほか、資料やデータを要求する質問などでも計画を作っていない場合がある。このような場合には、実際の議論の概要を示すことにしたい。本稿で用いた檜崎の国会質問用ノート（檜崎ノート（一九六二—一））は、九州大学大学文書館で閲覧することが可能である。<sup>(2)</sup>

第二節 第四三回国会(後半)での国会質問

(一〇)<sup>(3)</sup> 一九六三年五月一〇日 外務委員会(板付へのF105の配備と事前協議の対象について)

・檜崎の質問計画<sup>(4)</sup>

この日の委員会では、当時の米軍の新鋭機F105 Thunderchief、サンダーチーフ戦闘爆撃機の板付への配備が議題となっていた。板付は、F105が日本で最初に配備される基地となっており、檜崎はこの質問のために、大きく五項目からなる計画を立てていた。以下、その概要を示したい。

第一は、F105の持ち込み状況についてである。まず一九六三年五月七日付のスマート米第五空軍司令官によるF105の在日米空軍配属に関する発表の全文、並びに発表方法および発表の根拠を明らかにすることである。<sup>(5)</sup> あわせて、この発表と一九六三年一月九日付の米軍による原子力潜水艦寄港申入れが同性質のものかどうかを尋ねることにしてきた。また、F105が何日から何機配置されるのか、板付配置のF105は現在、極東に配備されているものとは関係なく、米本土から新しく配置されるのか、現在配備されているF100と交替するのか、また、今後、三沢や横田にF105が配置される予定はあるのかなどを問う予定であった。続けて、F105の性能(騒音を含む)や行動半径、米空軍の編成、さらには沖繩、「南鮮」、台湾におけるF105の配備状況も問うことにしていた。

第二は、事前協議問題についてである。まず、核兵器の定義について、政府の統一見解を尋ねることにしており、具体的には、核弾頭、核発射装置、核装備の定義を問うことにしていた。また、核兵器を運搬する兵器は、核兵器に含まれるのか、さらに沖繩には核弾頭があり、板付との距離と時間からみて、核弾頭をすぐ装備しうる状態にあり、これでも核兵

器の持ち込みにはならないのかを問う予定であった。続いて、核兵器の持込みとはどの部分を指すのか、また、事前協議の対象となる核兵器の持込みとはどの部分を指すのか、核発射装置の持込みは、核兵器の一部の持ち込みになると思うがどう考えるのか、また、F100をF105に変更するのは重要でないのかの判断はどこでするのか、さらに、核兵器の一部の持込みが事前協議の対象とならない根拠は何なのかを尋ねることにしていた。なお榎崎は、事前協議について、安保条約第六条―地位協定第五条―同第三項―昭和二十七年五月の日米合同委員会における合意議事録という流れを念頭に置いていた。<sup>(7)</sup>

第三は、背景についてである。榎崎は、アメリカの極東における核戦略が以下のように変化していると考えていた。アメリカの太平洋地域における核戦略は、 Guam や マリアナ を中心とする戦略空軍と核爆撃機を搭載した空母を中心とする第七艦隊（八隻の原子力潜水艦を配置）という海上機動部隊を主な二つの核として成り立っており、さらに、もう一つの核攻撃力として真珠湾や Guam を根拠地とするポラリス潜水艦がこれに加わろうとしている<sup>(8)</sup>。そのため、アメリカの世界戦略体制が、米国軍事ブロック傘下諸国に設けた陸上の中距離弾道ミサイル基地によるソ連、中国等の社会主義諸国封じ込め体制から、ポラリス潜水艦による包囲網作戦に転換しつつあり、F105配置と原子力潜水艦の日本寄港が意味するものは全く同じである。また、安保条約を通じ、日本がアメリカの極東における核戦略体制に組み入れられている以上、自衛隊も核戦略の一翼になっていると考えていた。

第四は、二次防（第二次防衛力整備計画）および三次防（第三次防衛力整備計画）との関連についてである<sup>(9)</sup>。榎崎は、米海軍の太平洋水域における重要な戦略課題の一つとして、ここ数年来、対潜掃討作戦（ASW = Anti-Submarine Warfare）に重点が置かれてきたが、三五〇ノットの水中速度を持つ原子力潜水艦は、このASWの「花形」として登場してき

たと捉えていた。そして、海上自衛隊も二次防では米海軍と呼応してASWに重点を置いており、三次防でも「海」の中心課題は日米共同防衛に基づくASW強化であると考えていた。

第五は、福岡市の問題についてである。まず、F105と板付の拡張問題との関係や移転促進問題との関係、さらに、板付の国際空港化とナイキ基地化との関係を問うことにしていた。その後、核弾頭だけを核兵器と呼び、核弾頭さえ持つてきていなければ核兵器持込みではないので、事前協議の対象にはならないという政府見解は見解ではなくて欺瞞であり、日本がすでに米国の極東における核戦略体制の一翼になっているという事実と背景に対し、殊更に目を覆っている態度であると批判することになっていた。さらに、「志賀長官はやたらに信頼とか確信という言葉を使うが、感情ではダメだ。信頼とか確信というものは、情況の科学的分析に裏付けられた合理的判断によって初めて生じるものである。裁判の場合でも、当事者の自供というものの信頼性は、ただ本人が言っただけで生まれるものではない。裏づけとなる証拠なり客観的な情況の慎重な判断によって生じると同じである。板付のF105配置は米国の極東における核戦略からみても、また、核弾頭の用意されている沖縄との距離、運搬時間からみても、さらに、ナイキ第二大隊の北九州配備の事実からみても、これは完全に福岡市の水爆基地化を意味する。絶対に許されない」と主張する予定であった。

・実際の議論

この日の委員会で最初の質問者となった檜崎は、計画に基づき、第一項目のF105の持ち込み状況から質問を始め、板付にF105が何機配備されるのか、また、既に沖縄にF105の飛行隊三つが置かれているが、板付には沖縄からがやってくるのか、それとも米国土からくるのか等を尋ねた。海原治防衛局長は、板付には三飛行隊分の七五機が配備される予定であり、それらは沖縄から来ると承知していると答えた。<sup>(10)</sup> 続いて檜崎は、F105には水爆を搭載可能であること、ま

た行動半径が約一五〇〇キロに及ぶことを確認した上で、計画の第二項目に進み、大平正芳外務大臣に対して、「……このF105の持ち込みについては、原子力潜水艦の寄港の場合と同じように、核弾頭あるいは核装備を積んでいないものは事前協議の対象にならない、そのようにお考えでしょうか」と質問した。大平外務大臣は、そのような場合は事前協議の対象にはならないと答えた。<sup>(11)</sup> 続いて、榎崎は、志賀健次郎防衛庁長官に、核弾頭と核弾頭を積む飛行機や原子力潜水艦を分けて考えると、事前協議の対象となる核兵器とは何なのかを尋ねた。志賀防衛庁長官は核兵器を搭載する飛行機と核兵器それ自体は別個の問題であると答えた。しかし、その後「核兵器を装着される、また装着する兵器を核兵器とわれわれは考えておるのであります」と述べたため、榎崎から「そうすると、核弾頭を装備する設備全部をさして核兵器というのではないですか」と追及された。<sup>(12)</sup> そのため、麻生茂防衛庁参事官に具体的な答弁をさせ、麻生参事官が、これまで政府が説明してきたように、核弾頭、および、ICBMやIRBMのように核兵器が当然装着されると考えられる中・長距離ミサイルおよびこれらのミサイル基地の建設が事前協議の対象となる核兵器の持ち込みと理解していると答えた。<sup>(13)</sup> 続いて、榎崎は大平外務大臣に対し、原子力潜水艦やF105について、核弾頭の持ち込みがなければ、これらは通常兵器であるという見解なのかと尋ねた。大平外務大臣は「さよう心得ております」と答えた。<sup>(14)</sup> 以上のように政府の見解を確認した後、榎崎は「どうも、あなた方のそういう見解は、これは見解ではなしに明らかに国民に対する欺瞞です。大砲があつて、たまがないから大砲ではないというのじゃないですか」と批判し、計画の第三項目に進んだ。<sup>(15)</sup>

榎崎は、アメリカが原子力潜水艦の寄港先として指定している港の中に佐世保が入っていること、北九州地区にナイキ・アジャックスの大隊を置くことが検討されていること、また、F105がすでに沖縄に三飛行隊が来ていることなどを考えれば、日本における核武装化の焦点が九州の北端、北九州に向けていると指摘した。<sup>(16)</sup> そして川上貫一委員（共産党）

の関連質問を挟んだ後、大平外務大臣に、「いま川上委員からの関連質問もありましたように、このF105の持ち込みが装備の変更であるかないかの判断は、一体どこでなさるのですか。装備の変更でない、だから事前協議の対象にならないという、その装備の変更でないという判断は、日本政府のどの機関でなさるのですか」と質問した。大平外務大臣は「両政府でかわしました交換公文によりまして、両国政府が判断をすべきものと思います」と答えた。<sup>(17)</sup> 榎崎が続けて、「それじゃ、今度F105の持ち込みの場合に、両国政府で、これは装備の変更でないという話し合いはいつ行なわれましたか」と尋ねたところ、大平外務大臣は「重要な装備の変更であるという解釈をする当事者がございますればこれは問題になるのでございますけれども、日本政府としては、これは重要な装備の変更でないと思っておりますので、アメリカ側とこれを協議するという意思はございません」と答えた。榎崎は「さっきの答弁と違うじゃありませんか。日米両国で装備の変更であるかどうかということ判断するとさっきおっしゃられましたけど、いまの御答弁では、日本政府としては装備の変更でないと思ったから話し合う必要はないと言う。どっちなんですか」と追及した。これに対し、大平外務大臣は「もしこれが重要な装備の変更であるということが一方の当事者から出てきた場合には、両国政府で協議すべきものと思えますけれども、私どもはこれは重要な装備の変更とは考えておりませんし、アメリカ側もそう考えていないと思います」と答えた。<sup>(19)</sup> この後も榎崎は食い下がったが、日本国政府として重要な装備の変更には当たらないと考えているので、事前協議の対象ではないという大平外務大臣の答弁は変わらなかつた。その後、戸叶<sup>とかの</sup>里子委員(社会党)による榎崎とほぼ同じ内容の関連質問および安藤<sup>かく</sup>覚委員(自民党)によるF105の水爆搭載能力に関する関連質問を挟み、計画の第四項目を省いて第五項目に進んだ。

榎崎は、板付に配備されているF100がF105にかかわることで、滑走路や騒音等に変更はないのかを尋ねた。林一

夫防衛施設庁長官は、板付のオーバーランを含む安全施設はF105とは関係なく必要であり現在のところはこれで十分であること、また、騒音については配備後に調査したいと答えた。<sup>(20)</sup>この後、緒方孝男委員（社会党・福岡県第二区選出）が関連質問として、「……戦術、戦略の面から見て、火薬庫の存在を敵に知らせるばかりではない。核弾頭がどこにあるかということを、その所在を明示した国はどこもないと考える」と述べたうえで、何を根拠に日本に核弾頭がないと言えるのかと質問した。海原治防衛局長は、例として数種類あるファルコン（空対地ミサイル）の写真を示し、「白いほう」が核弾頭つきであり、「こういうものでございますから、持ち込めばすぐわかるわけであります」と答えた。<sup>(21)</sup>

質問に戻った榎崎は、最後に以下の二つを尋ねた。一つは、F105の板付への持ち込みとは関係なく、板付の国際空港化は予定通り行うつもりなのかを問うものであった。もう一つは、大平外務大臣に対し、核弾頭はないはずだから神経質になりすぎているとして板付の移転促進を望む市民の要望を無視するのか、それとも市民の要望を聞いてF105の持ち込みに反対する考えがあるかどうか問うものであった。前者については林防衛施設庁長官が「……私どもの考えでは、これと関係なく、国際空港の問題は航空局と十分協議して進めてまいりたい、こういうふうを考えております」と述べ、板付の国際空港化は進めていくことを明らかにした。<sup>(22)</sup>後者については、大平外務大臣が、国会での議論を通じて「……問題の実態について御解明いただきまして御了承いただき、なお安保条約の運営というものが円滑にまいるように御協力を願いたいと思います」と述べるにとどまった。<sup>(23)</sup>

この日の質問に際して、榎崎は事前に五項目の計画を立てていた。実際の議論では第四項目についてはふれることができなかったが、その他については計画していたことを質問することができた。しかし、核兵器の定義について政府見解を批判する榎崎に対し、政府は従来通りの見解を繰り返すだけであり、それ以上の議論にはならなかった。また、質問の途

中で四人の関連質問が入っており、その度に檜崎の質問が中断され、結果としてなかなか議論が深まらなかった。一方で、これまで質問してきた県道問題といった地元に関係する問題のみならず、F105配備問題を手掛かりとしてアメリカの核戦略や事前協議の対象など日本全国に関係する問題を追及していることは従来の質問と異なる点であったと言えるだろう。

(一一) 一九六三年五月二四日 内閣委員会 (F105の板付への配備と中国の核兵器について)

前回の質問から二週間後、檜崎は、緒方孝男委員(社会党)の関連質問としてF105の板付への配備について再び質問をしている<sup>(24)</sup>。この日の関連質問は、基本的に前回の質問計画に基づいているが、五月一七日から一八日にかけて檜崎ら社会党国会議員団は福岡で現地調査を行っており、その時の様子を檜崎はメモしていた<sup>(25)</sup>。それによると五月一八日午前福岡の防衛施設局長と面会し、局長から、市民の反対運動は中央に伝えていること、心配の種は水爆問題と騒音であることなどを伝えられている。その後、福岡市助役などと面会し、福岡市としてもF105の配置には反対であるとの説明を受けている。同日午後には知事室にて記者会見を行い、(イ)単なる機種変更ではなく、アメリカの核戦略の発展によるものであること、(ロ)F105の性能からいって核戦争に巻き込まれる危険が大であること、(ハ)これは板付が最初で、やがて全国の米軍基地に配置されるであろうこと、(ニ)従ってこれは基地反対闘争——安保闘争の一翼として戦わねば、根本的解決はありえないこと、(ホ)勿論、原子力潜水艦寄港問題と同じであることの五点を書き留めている<sup>(26)</sup>。

緒方の関連質問に立った檜崎は、志賀健次郎防衛庁長官に対し、地元の福岡市ではF105の板付乗り入れを中止してほしいとの声が強く、政府が米軍当局にこれを中止するよう話し合いを持つ用意があるかと尋ねた。志賀長官は基地周辺



の市民の中にいろいろな誤解があるため、納得、理解をいただくよう最善の努力を傾倒したいと答えた。楢崎はそうであるならば、大臣自らが福岡市に向いて説明するような考えがあるかと質問した。志賀長官は、まず出先の機関が説明し、順序を経て、最善の努力を続けていくとの考えを示した。この答弁が曖昧だったため、楢崎は再度「いまの大臣の答えによりますと、場合によっては、自分が出かけなければならぬと思えば出かけるということですか」と問うた。これに対し、志賀長官は「そのとおりでございます」と答えた。<sup>(27)</sup>

続いて楢崎は、今後、中国が原爆の実験を行い、原爆を持つ段階になっても、日本は核兵器を持ち込まないという方針を変えないのかと質問した。志賀長官は、国会で原子力の平和利用が国是として決まっております、また、「……安保条約において、核兵器は絶対持ち込まぬし、もちろんこれは拒否するんだ、また、アメリカのほうも、核兵器は一切持ち込まないこと」ということを国際信義の上にかく約束し合っており、そして結んでおるのでございますから、核兵器を持ち込まないことの方針、また、原子力はあくまでも平和的な目的にのみ利用するという基本的な方針は、変わることはないとは私は信じておるのであります」と答弁した。確認のために、楢崎が「中国が原爆の実験をしようとしまいと、日本が核兵器を持ち込まないという方針は絶対変えないというお答えと承っておりますが、重ねて……」と尋ねたところ、志賀長官は「そのとおりでございます」と述べ、ここで楢崎の関連質問は終了した。<sup>(28)</sup>

この日、楢崎は福岡での現地調査にもとづいて関連質問を行った。楢崎は志賀防衛庁長官に対し、福岡に向いて説明するように求めたが、志賀長官の答弁は、必要があれば福岡に向いて説明するというものであり、確約するものではなかった。一方で、中国が核兵器を持つようになって、日本は核兵器を持ち込まないとの方針は不変であるとの答弁を引き出していた。

(一一二) 一九六三年五月三〇日 農林水産委員会(李ラインと日韓漁業交渉について)

この日、楢崎は日韓漁業交渉に関する質問を行っている。今回は計画を立てていないが、同年二月一八日の質問計画に基づいた内容になっている。具体的には、二月一八日の外務委員会での質問計画の五項目のうち、第四三回国会の前半では、第三項目である拿捕された日本漁船の損害賠償問題と漁業関係者への損失補償問題を中心に質問をしてきたが、あまり成果は得られていなかった。そこで今回は、第一項目である安全操業問題に焦点を合わせている。これは、韓国側が一方的に設定した国防ラインや李ラインについて、日本政府は関知しないとの立場を取っているが、そのような立場では韓国の方針を是認、黙認することにはならないか、また、安全操業が条約などの形で確約されなければ、根本的な解決にはなり得ず、このような保証が条約的に明確にされない限り、日韓漁業交渉を妥結、調印しないと約束できるかと問うものであった。そして、二月一八日の外務委員会で、楢崎は安全操業が確約されない限り、つまり李ラインの撤廃やそれに類するものを絶対認めないという立場の確証が協定の中に得られない限り、漁業問題の解決はあり得ないと確認をしていた<sup>(29)</sup>。

また、楢崎は、当時進行中であつた日韓漁業交渉の現状について、『西日本新聞』の記事を参考<sup>(30)</sup>に、現在、日韓漁業交渉の論点は「漁業水域」から離れ、「漁業協力」を中心に話し合われていると捉えていた。その内容としては、日本が韓国に対し漁船や漁具を輸出することや韓国の水産物の対日輸出などが検討されていると認識<sup>(31)</sup>していた。

続いて、実際の議論をみていきたい。楢崎はまず、重政誠<sup>せい</sup>之農林大臣に日韓漁業交渉と平和条約の関係をどのように理解しているのかと質問した<sup>(32)</sup>。これは、日韓漁業交渉をサンフランシスコ平和条約に基づく請求権問題の一環として捉えているならば、韓国との間で請求権問題が解決すれば、それに伴い日韓漁業交渉も解決したことになる<sup>(33)</sup>ことを警戒したものである。この点について、楢崎は二月二六日の予算委員会第二分科会で大平正芳外務大臣や中川融条約局長に確

認を行い、平和条約とは関係ないとの答弁を得ていた。<sup>(33)</sup>しかし、重政農林大臣は檜崎の質問の意図が理解できず「私はちよつと御質問の趣旨がわかりませんが、こういう重大な問題をあと送りにして、平和条約というようなことは、事実上できぬのではないかと思うのです」と答え、サンフランシスコ平和条約と日韓国交正常化のための条約を混同していることが明らかとなった。<sup>(34)</sup>そのため檜崎は、「私の質問が悪かったかもしれない」と述べ、「請求権の問題は、サンフランシスコ条約に基づいて交渉をいまやっておるわけですが、いまやっておる日韓漁業交渉あるいは予想される条約なり協定自体は、平和条約とは関係ないということを確認しておきたい。そういうことをいまお伺いしておるわけです」と質問の意図を説明した。これに対し答弁に立った卜部敏男アジア局外務参事官は、日韓漁業協定と平和条約が関係している旨を述べた。檜崎は、今の答弁は二月二六日の大平外務大臣や中川条約局長の答弁とは異なると指摘し、外務省として責任ある答弁を求めた。卜部参事官は、中川条約局長の答弁を存じておらず、後で条約局長と相談して正確なところを答えると釈明した。<sup>(35)</sup>

続いて檜崎は、日韓漁業交渉における安全操業問題、具体的には漁業水域の問題に進んだ。まず日本側が考えている漁業水域についての案を説明するように求めた。重政農林大臣は、現在交渉中でありこちらの案を明らかにすることはできないと答えた。そのため、檜崎が、当時、日本が主張していた一二海里の領海の外に共同規制水域を作るといような考えが示されたとき、大臣はどう考えるのかを尋ねた。これに対しても重政農林大臣は手の内を明かすことはできないと答弁を差し控えた。<sup>(36)</sup>ここで檜崎が、韓国側によって一方的に設定された李ラインや国防ラインによって日本の安全操業が脅かされる状況になっており、それゆえに水域の問題を取り上げていると質問の意図を説明した。質問の意図が明らかになつたため、重政農林大臣は「韓国の国防ラインを日本が認めるはずはない。それは向こうのごかつてです。いま問題は、漁

業の協定でありますから、まず第一に韓国側の漁業の専管の区域をどこに線を引くかということがいまの問題になっておるわけであります」と述べた。これに対し、榎崎は「李ラインだって日本は認めておらぬじゃないですか。かつて向こうがやったのでしょうか。しかし、その李ラインのために現実にどれだけ九州の漁民が苦勞しましたか」と批判し、「向こうがやっていくのだしたら、自分は反対であるけれども、向こうがやっていっているのだからしょうがないということに通ずる。裏を返せば、結果的には向こうの国防ラインに協力するような形になるのです」と指摘した。そして、「かつてに向こうがやることも許さないという形でこの交渉に臨んでもらわないと、そして何らかの条約的な確証が得られない限りは、妥結はあり得ない、私はこのように思うわけです」と追及した。重政農林大臣は「それは私の言い方が悪かったかもしれませんが」としたうえで「……漁業協定をやる以上は、そういうようなものをつくらないということの方向でやらなければならないことは当然のことであろうと思います」と応じた。<sup>(37)</sup>

その後、日韓の漁業協力に関する韓国側の要望の具体的内容等を尋ねた後、日本側の考えを質問した。重政農林大臣は「どういう程度の漁業協力をするかということはきまっております。これは当然なわけでありまして、本筋は水域をどうするかということが本筋なのでありますから……」と述べ、漁業協力よりも水域の問題を優先することを明らかにした。榎崎は「私はいまの大臣の態度は非常にけつこうであると思います。やはり水域の問題それからラインの問題、これらを中心に考えるべきであろうと思うわけです」と肯定的に評価し、質問を終えた。<sup>(38)</sup>

この日の質問は、以前の質問計画や過去の答弁に基づきつつも、これまでとは切り口を変えたものであった。そのため、これまでの経緯や過去の答弁を把握していない重政農林大臣や外務省官僚にとつて、榎崎の質問の意図が把握しにくい面があり、なかなか議論が深まらなかった。特に、日韓漁業協定と平和条約の関係については、以前の答弁と齟齬が残った

ままとなった。その一方で檜崎は、重政農林大臣から日韓での漁業協力よりも水域の問題を優先するという答弁を引き出しており、この点では檜崎の意図通りに進めることができたと言えるだろう。

(一三三) 一九六三年六月二二日 外務・農林水産委員会連合審査会（海外移住事業団法案について）  
・檜崎の計画<sup>(39)</sup>

この日は外務委員会と農林水産委員会の連合審査会として、当時の池田内閣が提出していた海外移住事業団法案が審議されていた。この法案は一九六二年二月五日に提出された海外移住審議会（東畑精一会長）の答申書（以下、答申）に基づくものであった。<sup>(40)</sup> 檜崎は、質問に先立ち、約一〇項目からなる質問計画を作成していた。以下、その概要を内容的に三つに整理して示したい。

第一は、これまでの経緯や現状を問うものである。具体的には、海外移住に関する基本法や援護法の策定がなぜ遅れているのかを問うこととしており、その他、募集や宣伝がどうなっているのか、また、移住手続きがお役所式で時間がかかっていることなども指摘することになっていた。

第二は、外務省と農林水産省の関係についてである。<sup>(41)</sup> 海外移住事業団法案では、海外移住事業団の主務官庁が外務省とされていた。しかし檜崎は、海外移住者の多くが移住先で農業に従事する農業移住者であることを把握しており、農林水産省がより重要になると考えていた。そのため、外務・農林両次官の申合せについて質問するとともに、本年二月二二日の予算委員会第三分科会で齋藤誠農政局長が田原春次委員（社会党）の質問に対し「……なぎさの外につきましては外務省が担当するということになっておりますので、われわれの方からそういうことをよく外務省に申し上げておりますけ

れども、先生の方からも外務省に、現地営農指導についてもっと熱を入れるべきであるということを一いつ言っていたきたいと思ひます」と答弁したことの意味を問うことにしていた。<sup>(42)</sup>

第三は、既存の法令や組織との関係についてである。農業基本法と海外移住の関係や昭和二九年七月の海外移住に関する閣議決定<sup>(43)</sup>と海外移住事業団法との関係、また、農業拓殖基金など関係する基金との関係、さらには、農林水産省の海外移住担当部局と日本海外協会連合会(海協連)との関係などを問うことにしていた。

・ 実際の議論

この日、最初の質問者となつた榎崎は、「……私自身海外移住の問題はそう専門家ではありませんので……」と断つたうえで、計画に基づき、これまでの経緯や現状についての質問から始めた。まず、今国会には、海外移住事業団法案のみが出されており、移住に関する基本法や移住者への援護法などが出されていないことを指摘し、なぜこうなっているのかと質問した。大平正芳外務大臣は「榎崎委員の言われること、ごもっともでございます……」としつつ、昭和三八年度の予算作成に間に合わせるために移住事業団法案を先行させた<sup>(44)</sup>と説明した。また、外務省の高木廣一移住局長は、現在、労働省で様々な法律上の問題が検討されており、「移住基本法と援護法をあわせた移住振興法は、われわれといたしましては、これを世界に発表しても恥ずかしくないりつばなものに十分練つた上で出したい、あわててやりたくないという気持ちを持っております」と述べた。榎崎は「私は、やはり、どのように説明されても、これは納得のいく事柄ではないと思ひます」と批判しつつも、農林大臣の出席時間が限られているため、次の質問に進んだ。<sup>(45)</sup>

榎崎は、計画の第二に移り、農業移住者について外務省と農林省で話し合つてやうていくことになっているが、法的な裏付けなど制度的な保証がないとし、これについての考えを農林大臣と外務大臣に尋ねた。重政誠之農林大臣は、両省で

詳細に協議しながらやっていくので、「……御心配のようなことは要らぬじゃないか」と答えた。また、大平外務大臣は、各省で協議をしていくという「……きわめて謙虚な気持ちであります」と述べた。<sup>(46)</sup> 榎崎はこれらの抽象的な答弁には納得せず、本年二月二二日の予算委員会第三分科会で、現地の営農指導などをもっと熱心にするよう外務省に国会でも注文してほしい旨を述べた齋藤誠農政局長に答弁の意図するところを尋ねた。齋藤農政局長は、今の機構上、農林省が海外で直接、営農指導をすることは難しいが、事業団ができれば協力しやすくなると答えた。<sup>(47)</sup> その後も榎崎は、外務省と農林省の関係について尋ねたが、答弁に納得できず、「……私は、いままでの御答弁を聞きましても、外務大臣と農林大臣の監督の分かれ目というか、そういうものがどうもはっきりしないのです。これは今後話し合つて明確にしていくということであれば、それを承つて終わらざるを得ぬわけです」と述べ、不満を示しつつも次に移った。<sup>(48)</sup>

続いて榎崎は、昭和二九年七月の閣議決定では農業移民の募集、選考、訓練及び現地技術調査は、外務・農林両省の所管とするとされていることを指摘し、<sup>(49)</sup> これと今回の海外移住事業団法との関係について質問した。大平外務大臣は「移住行政自体は、榎崎さんいま御指摘のように、政府自体が一体非常にはつきりした不動の移住行政を持つて進んできたかという、必ずしもそう言えないと思うのでございます」と理解を示したうえで、今は移住行政を「りっぱなものに仕上げ」る形成の一つの過程にあると思うのでございます」と総括的に答弁した。<sup>(50)</sup> 最後に榎崎は、重政農林大臣に対し「まあ大平外務大臣も非常に謙虚に関係各省と十分話し合つていくことでありますから、今後とも農林大臣は遠慮せずにはずば注文をつけられて、この海外移住者、特に農業移住者の点についてはめんどろを見てもらいたい」と要望し、質問を終えた。<sup>(51)</sup>

この日の連合審査会で榎崎は初めて海外移住者に関する質問、とりわけ農業移住者を対象とする質問を行った。事前に

計画を作成しており、政府側が檣崎の質問や指摘に理解を示すことも多かった。しかし、政府側の答弁は外務省と農林省でこれからよく協議して進めたいというものであり、その制度的裏付けが必要とする檣崎にとっては不十分なものであった。

(一四) 一九六三年六月一四日 外務委員会(韓国による海上保安庁巡視船の臨検事件について)

この日の外務委員会では、前半で海外移住事業団法案の採決が行われ、原案の通りに可決された。<sup>(52)</sup> 後半では、韓国による海上保安庁巡視船の臨検事件が議題となり、戸叶里子委員(社会党)が質問を行った。その後、森島守人委員(社会党)と帆足計委員(社会党)による関連質問を経て、三人目の関連質問として檣崎が質問に立った。この関連質問には事前に計画を作成していないため、実際の議論を検討したい。この臨検事件は、一昨日の六月一二日午後、海上保安庁浜田海上保安部(第八管区)所属の巡視船「のしろ」が韓国・釜山の牧之島(影島)灯台沖で韓国水上警察の警備艇から機銃等を向けられて接舷され、領海侵犯を理由として「のしろ」の船長が警備艇に連行され一時間以上留め置かれたというものである。<sup>(53)</sup> この海域は韓国の主張する李ライン内であったが、日本側としては韓国領海外の公海であった。<sup>(54)</sup>

檣崎はまず、「のしろ」の船長が韓国の警備艇に連行された時の状況を詳しく説明するように求めた。前田利一アジア局北東アジア課長は「……そのときの実事関係というものが必ずしもはっきりいたしませんので、ただいまの点も含めまして、何時何分にご質問のこととご質問の詳しい事情を、海上保安庁につきまして、いろいろ調べるようお願いしてある、こういうこととご答えます」と答えた。<sup>(55)</sup> 檣崎は、韓国側の答えには時間がかかるとしても、一昨日のことであり海上保安庁側の説明はもう少し詳しくできるはずと質したが、前田北東アジア課長は、まだ海上保安庁から詳しい情報を受け取っていないと述べた。そのため檣崎は、「実は私は海上保安庁に問い合わせたのです。



そうしたら、一切は外務省にまかせてありますというお答えです。きのうもきょうも問い合わせた。だから、いまのような外務省側のお答えでは、私がおかしいと思うのも当然じゃありませんか」と自らが行った問い合わせの結果を示しつつ、外務省の答弁に不満を示した。<sup>(56)</sup> 大平正芳外務大臣は「……しばらく外務省におまかせおきいただきまして、事実を明徴にする余裕を与えていただかなければいかぬと私は思います」と釈明したが、榎崎は「こういう重大な問題ですから、問髪を入れずあらゆる手を尽くして早急に事態を把握するのが常識です。いまの外務省の作業ぶりは実に遺憾です」と外務省を批判した。<sup>(57)</sup>

次に榎崎は、韓国による日本漁船の拿捕などが頻発している中、「福岡の底びきの漁船船員組合」が、日本政府が頼りにならないので、韓国の水上警察の船に自ら突入しぶつかってでも後には引かないという決議をしたことを知っているかと質問した。<sup>(58)</sup> あわせて、今回の韓国の対応は言語道断であり、日韓会談は中止すべきではないかと迫った。<sup>(59)</sup> 大平外務大臣は前者について、把握しているがこういう事態を解決すべく努力しているので、自重をお願いしていると答えた。<sup>(60)</sup> 後者については、「……これは、中止することによってそういう問題が片づくのでございますならば、これはどんなばかも考えても中止いたしますよ。しかし、私は、そういうことは、日本の大局の上から見まして、こういう問題を永久に解決しなければならぬ日本といたしましたしては、そういうことをいたすべきでないという確信の上に立ってやっているわけであります」と述べ、日韓会談の中止は考えていないことを明らかにした。その後、榎崎は、引き続き質問をする旨を伝えて、関連質問を終えた。<sup>(61)</sup>

この日の関連質問で、榎崎は、自らが海上保安庁に行った問い合わせの結果を挙げつつ、外務省の作業ぶりを批判したが、特に反応は得られず、これといった事実等を明らかにすることはできなかった。また、地元である福岡県の漁船船員

組合が行った決議にもふれたうえで、韓国の対応を批判し日韓会談の中止を求めたが、大平外務大臣には受け流されており、榑崎は自らの考えを述べただけにとどまった。<sup>(62)</sup>

(一五) 一九六三年六月二十五日 農林水産委員会(長雨災害となたね交付金について)

この日の農林水産委員会では四月中旬からの長雨によって西日本全域に及んでいた農産物への被害について議論された。<sup>(63)</sup> 榑崎はこの日の質問に計画を用意しておらず、実際の議論を検討したい。委員会の冒頭で、被害状況の報告が行われた。それによると、この時点での被害額(概算)が最も多かったのは榑崎の地元である福岡県であり七七億円、続いて、鹿児島県六五億円、熊本県六一億円、香川県五八億円、愛媛県五五億円、大分県五〇億円、佐賀県三七億円、岡山県三三億円、山口県二九億円、徳島県二九億円、宮崎県二七億円となっていた。また、福岡県の被害額の内訳は、三麦(小麦、大麦、裸麦)四五億円、蔬菜九億円、なたね七億円<sup>(64)</sup>、果樹五億円、果樹苗木二億円となっていた。<sup>(65)</sup>

被害状況報告の後、最初に質問に立った安井吉典委員(社会党)は、被害を受けた農作物のうち、なたねを主要な議論対象に据えた。当時、なたねについては、大豆なたね交付金暫定措置法があり、生産者に交付金が交付されることになっていた。<sup>(66)</sup> その目的は、大豆の輸入に関する事情の変化が国内産の大豆及びなたねの価格に及ぼす影響に対処し、生産の確保と農家所得の安定とに資することと規定されていた(第一条)。この交付金の算定方法を概説すると、「基準価格」から「標準販売価格」を控除した金額に、販売した数量を乗じた額とされていた(第二条)。そのため、「基準価格」が交付金の額を決定するうえで重要になっていた。「基準金額」の算定方法はやや複雑であり、「政令で定める一定期間の大豆又はなたねの生産者の販売価格に農業パリテイ指数(食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)第四条ノ二第二項に規定する農業

パリテイ指数をいう。)を乗じて得た金額及び大豆又はなたねの生産事情その他の経済事情を参酌し、大豆又はなたねの再生産を確保することを旨として農林大臣が定める金額」とされていた(第二条)。このように販売価格に農業パリテイ指数を乗じた金額がそのまま「基準価格」になるわけではなく、これと「なたねの生産事情その他の経済事情を参酌し……」となっていたことから、この点が議論の対象となった。<sup>(67)</sup>

安井委員は、まず、今年のなたねの反収(一反当たりの収量)と作況指数、さらに去年のやり方で算定した場合の今年の基準価格の見通しを尋ねた。農林水産省の酒折武弘園芸局長は、今年の反収として九〇キログラム、作況指数は六五%と答えた。なお、去年の反収は一二九キログラムで、基準価格(一六〇キログラム当たり)は三二八〇円であった。また、今年の基準価格について、販売価格に今年五月のパリテイ指数(一四四・七一)を乗じると大体三七五〇円、さらに、ここから今年の反収九〇キログラムを去年と同じやり方で算定すると五千円近い基準価格になると答えた。<sup>(68)</sup> そのうえで、筒井敬一食糧庁総務部長は「……災害の要素を基準価格なり交付金制度においてすべてカバーしていくのがいいかどうかという点について、かなり制度といたしまして問題があるんじゃないかなるか、こういう考えからいたしまして、先ほど申しましたように、六五%の九十キロというような数字をそのまますぐに使うのはいかがであろうか、こういうふうと考えておる次第であります」と災害で激減した今年の反収を基準価格の算定に用いることに否定的な見解を示した。<sup>(69)</sup> これに対し安井委員は、去年の反収は一二九キログラムと豊作であり、この反収を基準価格を下げる要素として使ったことを指摘し「だから、去年は下がるんだから適用したけれども、ことしは値段が上がるんだから適用しない、農民はどう考えてもそうしかとらないですよ」と今年の反収を算定に適用しようとしめない姿勢を批判した。しかし、大澤融食糧庁長官は、地方や農家にとって状況は個別的に異なるため一律に価格で処置することは適切でなく、ほかの災害対策一般の問題として処置す

る必要があると反論した。<sup>(70)</sup>

続いて質問に立った檜崎は、豊作の時には反収をを使いながら、凶作の時には反収を使わない姿勢を批判し、なぜ去年と同じ方式でやらないのかと質問した。これは安井委員の質問と同じ内容であり、大澤長官は「個々別々のいろいろな形の災害があるものを全国一律の価格というようなもので解決するというようなことは適當でない」と同じ内容の答弁を繰り返した。<sup>(71)</sup>しばらく同様の問答を繰り返した後、檜崎は、どのような反収ならば去年の基準価格である三一八〇円を上回るようになるのかと質問した。これに対し、大澤長官は「まあいろいろの数字が出てまいりますけれども、まだひとつがまんなさせていただきます」と述べ、具体的な数字を明かさなかった。檜崎は「がまんさせていただきますというのはどういうことですか。あなた方ががまんするということですか。私どもにがまんせいとおっしゃっているのですか」と追及したが、大澤長官が数字を示すことはなかった。<sup>(72)</sup>なかなか議論が進まない状況の中、檜崎は「どうも何回やっても押し問答になつて、もう全然納得がいかねわけです」と苛立ちを見せ、「もし長官、そういうふうには豊作とか凶作とか、その収穫によつていろいろあなた方が悩まれるのだつたら、もう農業パリティ一本でされたらどうなんです。そんなに苦心されて、いろいろ苦しい理屈をつけて、なるだけ値段を上げないようにされておるようですがね」と皮肉交じりに提案した。<sup>(73)</sup>これは基準価格を、反収などを考慮せず簡潔かつ客観的に決定する方法に改めるよう提案するものだったが、大澤長官からは、その方法は適切でないと返された。最後に檜崎は「食糧庁長官、もう少ししっかりとってくださいますよ。農民の、特になたねの耕作農民の立場を考えて、本年は納得のいくような価格を出していただくようにと要望して、私の質問を終わります」と述べ、質問を終えた。<sup>(74)</sup>

この日の質問について檜崎は事前に質問を作つておらず、実際に行った質問は安井委員の質問とほぼ同じだった。その

ため政府側の答弁は同じような内容が繰り返され、議論は深まらなかった。また、基準価格の算定方法を簡潔かつ客観的なものに改めるといふ提案も十分に練られたものとは言えず、議論としてみるべきものはあまりなかった。

(一六) 一九六三年六月二八日 本会議（石炭関係五法案について）

この日の衆議院本会議では多数の法案の採決が予定されていた。その中で、檜崎は社会党を代表して、池田内閣提出の石炭関係五法案<sup>(75)</sup>に反対の立場から質問を行っている。まず、五つの法案の説明と石炭対策特別委員会委員長による審議結果報告の後、岡田利春議員（社会党）による少数意見報告が行われた<sup>(76)</sup>。その後、檜崎の質問が始まった。檜崎は今回の質問には計画を作成しておらず、実際の議論を見ていきたい。

檜崎は、日本の石炭資本が労働者からの搾取で繁栄しており「そうしてその炭鉱資本の繁栄の陰に、去るも地獄、残るも地獄、壁破れ軒傾く炭住の片すみに、飢えに泣く妻子をかかえて生死の境をさまよう炭鉱労働者の去就こそは、石炭危機の深刻化と相まって、まさに重大なる社会問題と相なっております」と炭鉱労働者の窮状を指摘した。そして、「しかも最近に至る政府の一連の石炭政策は、この搾取機構にこそメスを入れるべきであるにもかかわらず、故意に目をおって全然問題の核心に手を触れようとしないのであります」と政府の政策を批判した<sup>(77)</sup>。その後、内閣総理大臣、大蔵大臣、通産大臣、労働大臣、建設大臣、外務大臣、自治大臣、運輸大臣、農林大臣、文部大臣、郵政大臣、科学技術庁長官、北海道開発庁長官の一三人に対し、立て続けに質問を行った。ただし、それぞれの質問内容は概括的なもので、各省庁のこれまでの取り組みは不適切であり、今後どう対処するかを問う趣旨であった。そのため各大臣からは、各省庁と十分協議して善処する旨の答弁が繰り返された<sup>(78)</sup>。その後は他の議員による質問に移っており、これ以上の議論は行われなかった。続

いて、採決が行われ、石炭関係五法案は委員長報告の通り可決された。<sup>(79)</sup>

### 第三節 第三〇回衆議院議員総選挙と檜崎の再選

一九六三年七月六日に第四三回国会(常会)が閉会した後、約二か月後の一〇月一五日に第四四回国会(臨時会)が召集された。当初、会期は三〇日間とされていたが、会期九日目の一〇月二三日に池田勇人内閣総理大臣が衆議院を解散した。そして、約一か月後の一月二日に第三〇回衆議院議員総選挙が施行されることになった。結果は、自民党が選挙前と比較して三議席減の二八三議席であり、社会党は七議席増の一四四議席であった。社会党は議席を増やしたものの自民党の約半分であり、差は大きかった。この結果について、自民党の池田勇人総裁は「まあまあというところだ」と述べたのに対し、社会党の河上丈太郎委員長は「予想に反して一四四人にとどまったことは率直に言ってわが党の敗北」と総括しており、明暗の分かれる形となった。<sup>(80)</sup>

また、今回の総選挙は、檜崎にとつて二回目の選挙であった。檜崎の選挙区は福岡県第一区(定数五)であり、今回の選挙には檜崎を含め九名が立候補した。党派別の内訳は、自民党四名、社会党二名、共産党一名、民主社会党一名、無所属一名の合計九名である。<sup>(81)</sup>この選挙での檜崎の選挙公報には、学歴に続き、「私の公約」として「一 日本の政治に若さと近代感覚を」などの概括的な政策が一〇個並んでいる。<sup>(82)</sup>続く「私の抱負」では、「選挙の時の公約通り、衆議院の農林水産常任委員として、曲り角にきている日本の農業や漁業の問題と真剣に取組んでまいりました。また板付基地問題や、F一〇五などでは内閣委員会、日韓、日中問題では外務委員会、未解放部落問題や失対問題などでは社労委員会、災害では災害対策特別委員会などに適時のりこんで政府を追及し、勉強してまいりました」と、自らの国会質問をアピールしている。

次の「まず社会党を」という項目には「私は先ず何よりも社会党が大衆から愛され信頼される政党になるよう努めたいと思います。そしてやがては政権を担当しうるだけの実力と安定感を、日々の行動の中から具体的に国民の前に明らかにしてゆかねばならないと思います。政党が立派になってこそはじめて政治がよくなると信じるからです」とあり、将来の政権担当に向けて社会党改革に取り組み意思を示している。これに続く項目は「今後も農村問題と取組みたい」というものであり、「また今後、党が三分の一から二分の一、そして過半数の議席を占めるためには、どうしても農漁村、中小企業、商店の党に対する理解と支持とがますます必要となってまいります。私は過去三年間、この一区選出議員でただ一人の農林水産常任委員として、農漁村の問題と取組んでまいりましたが、今後も引きつづいて農漁村の問題に専念いたしたいと思えます」と記されていた。このように檜崎は、社会党が今後、過半数の議席を得るためにも、自分は引き続き農漁村の問題に専念したいという考えを持っていた。

福岡県第一区の選挙結果は、七三一三九票を獲得した檜崎のトップ当選であった。<sup>(83)</sup>第二位は自民党の進藤一馬<sup>(しんとうかずま)</sup>(七一五四一票)、第三位は社会党の河野正<sup>(かわのただし)</sup>(六二〇七五票)、第四位は自民党の中島茂喜<sup>(なかしま茂喜)</sup>(五四九九票)、第五位は自民党の中村寅太<sup>(なかにまひんた)</sup>(五一三五八票)となっており、自民党三名、社会党二名という選出議員の構成は選挙前と変わらなかった。<sup>(84)</sup>当選後、檜崎は「わたしへの支持票のなかでとくに意味深いのは郡部で前回より五千票近く増えたことである。これは農村で社会党の政策が支持されたことであり、逆に自民党の農業政策にたいする批判を意味している。この事実は社会党の前進を示すものであり、こんごは社会党がいつでも自民党と政権交代ができるよう党の実力と安定感を国民に示せるよう努力したい」と語っており、郡部での得票増を自民党の農業政策への批判と捉え、今後の政権交代を見据えていた。さらに「また個人的には、わたしが過去三年間、農林水産委員として活動してきたことにたいする農民の理解と期待がもりあがってき

たものと思う」と述べており、農林水産委員としての活動に手応えを感じていた。<sup>(85)</sup>

#### 第四節 檜崎の社会党観

選挙公報や当選後の談話にもあるように、当時の檜崎は、社会党が過半数の議席を獲得し政権を占める政党になるためには、党の改革が必要と考えていた。檜崎の社会党についての考えは、社会主義協会の機関誌にインタビュー記事として掲載されている。この時期は、第四回国会が閉会し、次の臨時国会の召集が間もなくという時期であり、檜崎は第四回国会での若手議員の活躍を代表して編集部によるインタビューに答えている。ここで檜崎は、当時の社会党をめぐる問題について話しており、その内容を三つに整理して示したい。<sup>(86)</sup>

檜崎の考える社会党の問題点の第一は、党としての戦略の欠如である。檜崎は次のように述べる。「国会に提出される二百件あまりの法案の中には純然たる政策次元の問題として処理して良いものがあるが、何本かは必ず保守陣営の反動攻撃と密接に関連したものが含まれている。党はこれをしっかりとみきわめ、これとこの法案は、大衆運動、民主勢力全体の組織の戦いとして対決するのだという狙いを定めて、中執はその準備を本格的にやっておくべきですね。そうでないと、何らの戦略も、展望もない、その場、その場の遭遇戦で終わってしまう。国会闘争については、執行部と国対との関係について色々と反省すべき点があるのではないか」<sup>(87)</sup>。このように檜崎は、政府自民党が提出する多くの法案の中から党として重視する法案を見極めて対決するという戦略の必要性を指摘している。また、そうでないと、何の戦略も展望もないその場その場の「遭遇戦」に終わってしまう危険性もあるとしている。さらに檜崎は「最近の政府自民党の法案の提出の仕方をおよそと調べてみなさいよ。敵の反動攻撃は、まことに体系的、組織的になって来ています。ところがこつちには、組織



的、体系的に反撃する構えがない。これは重大なことです。この点を綿密に検討し、機構的にも再検討を要することを国会活動の中で痛感しました」と述べ、自民党と比較して社会党が組織的、体系的に行動できていないこと、また、このことを党の機構としても検討すべきであることを強調している<sup>(88)</sup>。

第二は、院内と院外の連携不足である。橋崎は「社会党は三分の一だから、国会内で勝負をつけようとしたら、最初から勝負はついている。院内三分の一の勢力が、過半数の力を發揮するのはどういう時か。院外の少なくとも過半数の大衆の運動を我々が代表した時だけです。院外の運動の実態をつくり上げ、院内と結びついた時だけです。構造的な論議はいうまでもなく、まだまだ目を院内に限定しようとする空気は強いですな」と述べ、院内で少数の社会党が院内で勝負しても勝てるはずはなく、だからこそ、院内と院外の大衆運動を結びつける必要があると主張している<sup>(89)</sup>。加えて次のように述べる。「それから、現在の情勢は、安保の時とは異なって、大衆運動の盛り上がりを待って、院内の闘いを進めるというのでは遅すぎます。まず、院内で対決点をさぐり出し、大衆の中に下ろして火をつけていく段階だと思っています。このことを、党が体系的、組織的にやるべきですな<sup>(90)</sup>」。橋崎は、安保の時とは異なり、現在は、まず院内で対決点を明らかにして、それを大衆の中に広げるといふ行動を党が体系的、組織的に指導するべきと述べている。

第三は、総評による党への干渉である。橋崎は「次に古くて新しい問題なんです。党と総評の関係を明確にしなければならんですね。今度、僕等が一番憤慨にたえなかったのは、一部組合幹部の横車です」と党と総評の問題がある<sup>(91)</sup>と指摘している。そして、橋崎ら社会党若手議員が、今後の失業対策をめぐる闘争（失対闘争）を考えて政府の進めているILO特別委員会の設置に反対したところ、すぐに某単産の委員長からある若手議員に抗議の電話が来たことを明らかにした。橋崎は「やはり党は党であって、組合の感覚ではやっていない」と党の自主性を強調し、「総評と政府の話が、

社会党と政府の約束のようになっていく運営の仕方、これはよくない」と総評が社会党の意思決定に干渉してくることを問題視した。<sup>(93)</sup>

以上を総合すると、檜崎は、社会党が国会内で過半数に満たない少数党であるために、自らが行ってきた国会質問で政府を追及しても、政府の法案や予算案を修正や廃案に追い込むことはまず不可能であると認識していた。そして、このような状況を変えていくためには、まず院内で政府との対決点を明らかにして、それを院外の大衆の中で広げて大衆運動を拡大し、その大衆運動を社会党が代表するという戦略が必要であると考えていた。このように考える檜崎にとって、党が戦略を欠き、体系的、組織的に指導力を発揮できないという現状は深刻に憂慮すべきことであった。さらに、党の自主性を侵し、意思決定に干渉する総評も看過できない存在であった。檜崎は、第四三回国会の最終盤で、社会党がこれまでの対決姿勢から「国会正常化」に向かったこと<sup>(94)</sup>を次に批判している。「その戦術転換に僕等は非常に不満でした。あのままの姿をのこし、臨時国会までの閉会中にわれわれは地方に散って、国民に何故国会が混乱したのかを訴える、国会の対決点を地方に持って帰るべきだし、その中で、原子力潜艦<sup>ムツ</sup>、汚職、日韓会谈等の問題を大衆の中に訴え臨時国会で政府を解散に追い込んでいくべきだと考えたんですが、最終的には、正常化ということになりました<sup>(95)</sup>」。檜崎にとっては、国会が混乱したままの方が、国会で明らかになった「対決点」や自ら国会質問で追及した諸問題を、地方で院外の大衆に訴えるのに好都合であり、それゆえに対決姿勢から国会正常化に転じた党に不満であった。<sup>(96)</sup>

## 第五節 おわりに

これまで檜崎が第四三回国会（後半）で行った七回の質問や当時の檜崎の社会党観などを検討してきた。板付へのF1

05 配備をめぐる質問（一〇）、（一一）では、事前に計画を作成したうえで F105 配備を端緒として核兵器の定義や持ち込みに関する事前協議などについて政府を追及した。政府側の答弁はこれまでの答弁の繰り返しだったが、地元に関係する問題だけでなく核兵器や事前協議など日本全国に関係する問題を質問のテーマとした点は、これまでの質問とは異なるものだった。また、李ラインをめぐる質問（一二）では、以前とは切り口を変え、結果として、日韓での漁業協力よりも水域の問題を優先するという橋崎の意図に沿った答弁を引き出していた。一方で、海外移住事業団法案に関する質問（一三）や韓国による海上保安庁巡視船の臨検問題（一四）、長雨災害となたね交付金（一五）、石炭関係五法案（一六）に関する質問では、とくに目立った成果を得ることはできなかった。

また、その後に行われた第三〇回総選挙で再選した橋崎は、少数党である社会党が院内では勝負にならないことを理解していた。そして、だからこそ党が戦略を持って指導力を発揮し、院内で明らかになった対決点を院外の大衆に広げ、その大衆運動を党が代表しなければならないと考えていた。そのため、戦略を欠き、院内と院外の連携も不足し、さらに総評によって自主性が侵されているという党の現状は、橋崎にとって重大な問題であった。橋崎は、この後も引き続き政府を追及しており、次の機会で検討することにした。

- （一） 拙稿「一九六〇年代前半における橋崎弥之助の国会質問（一）——第三八回国会を対象として」、『修道法学』第四三卷第二号（二〇二二年二月）、三七〇—三九二頁。拙稿「一九六〇年代前半における橋崎弥之助の国会質問（二）——第三九回、第四〇回国会を対象として」、『修道法学』第四四卷第一号（二〇二二年九月）、四四一—四七八頁。拙稿「一九六〇年代前半における橋崎弥之助の国会質問（三）——第四〇回、第四一回国会を対象として」、『修道法学』第四四卷第二号（二〇二二年二月）、二〇三—二三〇頁。拙稿「一九六〇年代前半における橋崎弥之助の国会質問（四）——第四三回国会を対象として」、『修道法学』第四五卷一九六〇年代前半における橋崎弥之助の国会質問（五）（篠原）

第一号(二〇二二年九月)、一九四二二六頁。

(2) これに関して檜崎氏のご遺族からご了承を頂きました。記してご遺族に感謝申し上げます。

(3) 第四三回国会の前半で檜崎は九つの質問をしており、一〇という数字はその続きを意味している。

(4) 檜崎ノート(一九六二一)、三四一三五面。

(5) 当時、新聞では、スマート米第五空軍司令官によるF105の板付配備の発表が報道されていたが、発表の全文等は掲載されていなかった(『朝日新聞』一九六三年五月八日朝刊一面)。

(6) 一九六三年二月二一日の参議院外務委員会で大平正芳外務大臣は、同年一月九日にライシャワー米大使よりノーチラス型原子力潜水艦の日本寄港について相談があったことを明らかにしていた(第四三回国会参議院外務委員会会議録第七号、一二頁)。

(7) 日米地位協定第五条第一項では、「合衆国及び合衆国以外の国の船舶及び航空機で、合衆国によつて、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航されるもの」の入港料や着陸料の免除等を定めており、同第三項では、「一に掲げる船舶が日本国の港に入る場合には、通常の状態においては、日本国の当局に適当な通告をしなければならぬ」とされている。しかし、昭和二十七年五月の日米合同委員会合意の「一 米軍用船舶又は航空機の出入する海港及び空港」では、日本国内の港や空港が列挙されつつも「(三) これらの軍用船、航空機は緊急の場合は、他のいずれの日本国の港又は空港にも入ることができるとされている。一九六一年四月二五日の衆議院内閣委員会で横路節雄委員(社会党)は、岸・ハーター交換公文で、日本国から行われる戦闘作戦行動のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用は事前協議の対象となつてはいるが、この合意によつて事前協議に「抜け穴」が生じていると述べ、「緊急やむを得ざる」ときは、それはなるほど暴風雨その他もあるでしょう。しかし戦闘作戦行動においてやむを得ず待避するときは使つてよろしいのだ。この昭和二十七年五月の日米合同委員会できまつてはいるじゃないですか。だから私は抜け穴なんですよと聞いている」と指摘していた(第三八回国会衆議院内閣委員会会議録第三〇号、三七頁)。ただしこれは、「合意議事録」ではなく、「日米委員会合意」とされている。

(8) 檜崎は、ポラリス型ではない原子力潜水艦に装備される核兵器として、対潜水艦用兵器のサブロックがあると考えていた。

(9) 当時、第二次防衛力整備計画は既に決定されていたが、第三次防衛力整備計画はまだ決定されていなかった。

(10) 第四三回国会衆議院外務委員会会議録第一四号、一頁。

- (11) 第四三回国会衆議院外務委員会議録第一四号、二頁。
- (12) 第四三回国会衆議院外務委員会議録第一四号、三頁。
- (13) 第四三回国会衆議院外務委員会議録第一四号、三頁。
- (14) 第四三回国会衆議院外務委員会議録第一四号、三頁。
- (15) 第四三回国会衆議院外務委員会議録第一四号、三頁。
- (16) 第四三回国会衆議院外務委員会議録第一四号、三頁。
- (17) 川上委員は、①F105の能力等を考えるとこれを防衛用兵器と言えるのか、②米軍機が水爆を持ち込んでいないかを日本が  
 検査する権利はあるのか、③交換公文には重要な配置と装備の変更としか書かれていないが、F105配備は事前協議の対象で  
 ないと考えているのかの三点を質問した。大平外務大臣は、①攻防両用の能力をもっていること、②両国間の信頼があり、そう  
 いうことはすべきではないこと、③重要な装備の変更とは理解していないことを答えた(第四三回国会衆議院外務委員会議録第  
 一四号、四頁)。
- (18) 第四三回国会衆議院外務委員会議録第一四号、四頁。
- (19) 第四三回国会衆議院外務委員会議録第一四号、四頁。
- (20) 第四三回国会衆議院外務委員会議録第一四号、六頁。
- (21) 第四三回国会衆議院外務委員会議録第一四号、七頁。
- (22) 第四三回国会衆議院外務委員会議録第一四号、八頁。
- (23) 第四三回国会衆議院外務委員会議録第一四号、八頁。なお、この日の檜崎の議論は、新聞でも報道された(『朝日新聞』一九  
 六三年五月一〇日夕刊一面)。
- (24) 五月二日、板付にF105が一四機到着していた(『朝日新聞』一九六三年五月二日夕刊一面)。
- (25) 檜崎ノート(一九六二一)、三六面。
- (26) この時の社会党国会議員団による現地調査に合わせて、F105配備に反対する県民集会も板付で開催されていた(『朝日新  
 聞』一九六三年五月一九日朝刊二面、『西日本新聞』一九六三年五月一八日夕刊一面)。また、この時期の地元の反対運動につい  
 一九六〇年代前半における檜崎弥之助の国会質問(五)(篠原)

て、核戦略や核武装への反対を前提とする「政治的な」反対と、市民生活や教育上の安全確保を要望する立場からの「非政治的」な反対があったことも指摘されていた(岡本順一「F105と板付基地(ルポルタージュ)」、『自由』第五卷第八号(一九六三年八月)、一二四―一三〇頁)。

- (27) 第四三回国会衆議院内閣委員会議録第二〇号、一五頁。
- (28) 第四三回国会衆議院内閣委員会議録第二〇号、一五頁。
- (29) 拙稿「一九六〇年代前半における檜崎弥之助の国会質問(四)——第四三回国会を対象として」、『修道法学』第四五卷第一号(二〇二二年九月)、二一七―二二二頁。
- (30) 「漁業協力打開に苦慮——日韓交渉 水産界へ影響大」(『西日本新聞』一九六三年五月二七日朝刊二面)。
- (31) 檜崎ノート(一九六二―一)、三三三―三三三面。
- (32) 第四三回国会衆議院農林水産委員会議録第三五号、一六頁。
- (33) 第四三回国会予算委員会第二分科会議録第九号、一一頁。
- (34) 第四三回国会衆議院農林水産委員会議録第三五号、一六頁。
- (35) 第四三回国会衆議院農林水産委員会議録第三五号、一七頁。
- (36) 第四三回国会衆議院農林水産委員会議録第三五号、一七頁。
- (37) 第四三回国会衆議院農林水産委員会議録第三五号、一八頁。
- (38) 第四三回国会衆議院農林水産委員会議録第三五号、一九頁。
- (39) 檜崎ノート(一九六二―一)、三九面。
- (40) この答申は、海外移住事業団(編)『海外移住事業団十年史』海外移住事業団、一九七三年、二四二―二五〇頁に掲載されている。
- (41) 檜崎による質問の前から、外務省と農林水産省の対立が予想されるので、今後の海外移住事業の円滑な運営が懸念されるとの指摘がなされていた(『朝日新聞』一九六三年三月二日朝刊二面)。
- (42) 第四三回国会衆議院予算委員会第三分科会第六号、一四頁。

- (43) 昭和二年七月二〇日に閣議決定された「海外移住に関する事務調整について」のことであり、第六項目で「日本海外協会連合会及び地方海外協会の法制化についてはすみやかにこれが実現を期する」とされていた。この閣議決定の全文は国立国会図書館以下のURLに掲載されている (<https://rnavi.ndl.go.jp/cabinet/bib01194.html>)。
- (44) 第四三回国会衆議院外務委員会農林水産委員会連合審査会議録第一号、五頁。
- (45) 第四三回国会衆議院外務委員会農林水産委員会連合審査会議録第一号、六頁。
- (46) 第四三回国会衆議院外務委員会農林水産委員会連合審査会議録第一号、六―七頁。
- (47) 第四三回国会衆議院外務委員会農林水産委員会連合審査会議録第一号、七―八頁。
- (48) 第四三回国会衆議院外務委員会農林水産委員会連合審査会議録第一号、九頁。
- (49) この閣議決定の第一項目で「海外移住に関する主務官庁は外務省とする。但し農業移民の募集、選考、訓練及び現地技術調査は、外務、農林両省の所管とする」とされていた。
- (50) 第四三回国会衆議院外務委員会農林水産委員会連合審査会議録第一号、一〇頁。
- (51) 第四三回国会衆議院外務委員会農林水産委員会連合審査会議録第一号、一〇頁。
- (52) 第四三回国会衆議院外務委員会會議録第二六号、一一頁。
- (53) 『毎日新聞』一九六三年六月一四日夕刊、七面。李ラインをめぐって拿捕や臨検などを受けた日本船を分類した一覧表には本事件も入っているが、拿捕地点については空欄になっている(森須和男「李ラインと日本船拿捕」『北東アジア研究』第二八号(二〇一七年三月)、一〇五頁)。
- (54) 六月一六日、巡視船「のしろ」は浜田港に帰港した。その後、船長は領海侵犯はしていないが、韓国側の威圧的・高圧的な空気の中で領海侵犯を認める確認署名をしたと語ったと報道された(『朝日新聞』一九六三年六月一六日夕刊一〇面)。
- (55) 第四三回国会衆議院外務委員会會議録第二六号、一七頁。
- (56) 第四三回国会衆議院外務委員会會議録第二六号、一七頁。
- (57) 第四三回国会衆議院外務委員会會議録第二六号、一七頁。
- (58) 第四三回国会衆議院外務委員会會議録第二六号、一七頁。この労働組合は「福德船員労働組合」であり、一九六三年三月一六日、一九六〇年代前半における檣崎弥之助の国会質問(五)(篠原)

韓国による無差別な襲撃事件や捕獲事件が相次いでいる中でも日本政府の対応が消極的であり、非常手段として韓国の警備艇に体当たりして脱出するのもやむを得ない旨の声明を発表している(『西日本新聞』一九六三年三月二六日夕刊七面)。さらに同月八日には、池田総理大臣や大平外務大臣等に、韓国に対する日本政府の態度が微温的、消極的な理由等を問う「公開質問書」を提出している(『西日本新聞』一九六三年三月一八日夕刊一面)。当時、同労組は福岡市内の中小漁業一九社の船員で組織されており、傘下の漁船一〇隻のうち三六隻が韓国に捕獲されていた(『読売新聞』一九六三年三月一九日朝刊一面)。同労組の滝栄三郎書記長はこの声明が韓国側を刺激するのはわかっているが、漁場の船員の状況もわかって欲しいと述べている(『朝日新聞』(西部版)一九六三年三月一九日朝刊一三面)。この声明について坂井智明氏(元福岡市職員労働組合執行委員)から多大なご教示とご協力を賜りました。記して感謝申し上げます。

(59) 第四三回国会衆議院外務委員会議録第二六号、一八頁。

(60) 第四三回国会衆議院外務委員会議録第二六号、一八頁。福徳船員労働組合の声明に対して、外務省が自重を要望したことは新聞でも報道されていた(『西日本新聞』一九六三年三月一九日朝刊三面)。なお、大平は一九六三年三月一九日の参議院予算委員会、向井長年委員(民主社会党)からこの声明についての見解を問われており、そういった性急な行動に出られることのないように希望していると答えている(第四三回国会参議院予算委員会議録第一五号、九頁)。

(61) 第四三回国会衆議院外務委員会議録第二六号、一八頁。

(62) これから八日後の六月二二日、当時大きな問題となっていた失業対策法改正案の衆議院本会議での採決の際、楢崎は、衆議院懲罰委員長でもあった大森玉木議員(自民党)の通行を妨害したとして、つかみ合いとなり、大森から殴られている。これにより本会議は混乱し休憩となったが、大森が懲罰委員長を自発的に辞任することで議事が再開された(『朝日新聞』一九六三年六月二二日夕刊一面、『読売新聞』一九六三年六月二二日夕刊一面、『読売新聞』一九六三年六月二二日朝刊一面)。

(63) 社会党は長雨災害の現地視察を行うために国会議員六名からなる視察団を派遣していた(『朝日新聞』一九六三年六月五日朝刊一面)。

(64) 菜種(なたね)について国会会議録では「なたね」とひらがなで表記されており、本稿もこれに従ってひらがなで表記する。



なお、一九六三年度のなたねの収穫量は全国で一〇八九〇〇トンであり、前年の四四・一二％であった。同年の福岡県の収穫量は四七二〇トンで前年の二二・五八％であり、全国と比較しても福岡県の収穫量の減少は顕著であった（農林水産省『作物統計調査』（作況調査（工業農作物）なたね）、「長期累年、二〇二〇年」）。

(65) 第四三回国会衆議院農林水産委員会議録第四四号、一頁。

(66) 大豆なたね交付金暫定措置法の制定の経緯については、土屋国夫「大豆なたね交付金暫定措置法の制定」、『大豆なたね交付金制度二十周年記念誌』一九八一年、一四一―一四三頁で説明されている。

(67) なたね交付金の算定方法については、浜田篤男「最近における大豆なたね交付金制度の動き」、『食糧管理月報』第二一卷第七号（一九六九年七月）、二八―三五頁で説明されている。また、農業バリエイティ指数を用い、いつも客観的には決まらない算定方法について、一九六四年時点でこれを「勘案方式」と名付け、「勘案方式では数種の数値を参考にして政策主体が決定するのであった」と説明する研究も存在した（白川清「農産物価格政策の政策価格Ⅱ」、『農業総合研究』第一八巻第二号（一九六四年四月）、六一―六二頁）。

(68) 第四三回国会衆議院農林水産委員会議録第四四号、三―五頁。

(69) 第四三回国会衆議院農林水産委員会議録第四四号、五頁。

(70) 第四三回国会衆議院農林水産委員会議録第四四号、六頁。

(71) 第四三回国会衆議院農林水産委員会議録第四四号、七頁。

(72) 第四三回国会衆議院農林水産委員会議録第四四号、九頁。

(73) 第四三回国会衆議院農林水産委員会議録第四四号、九頁。

(74) 第四三回国会衆議院農林水産委員会議録第四四号、一〇頁。なお、一九六三年六月三〇日、昭和三八年度のなたねの基準価格は三三三六〇円と決定された。これは昨年度の基準価格を一八〇円上回る額であった（浜田篤男「最近における大豆なたね交付金制度の動き」、三三―三頁）。

(75) 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、電力用炭代金精算株式会社法案、石炭鉱業経理規則臨時措置法案、重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案、産炭地域における中小企業者についての中小

一九六〇年代前半における檜崎弥之助の国会質問（五）（篠原）

四四六（二九四）

企業信用保険に関する特別措置等に関する法律案の五つの法案が一括して議題となった。

(76) 第四三回国会衆議院会議録第四二号、一一五〇―一一六〇頁。

(77) 第四三回国会衆議院会議録第四二号、一一六一―一一六二頁。

(78) 第四三回国会衆議院会議録第四二号、一一六二―一一六三頁。

(79) この時、社会党はたびたび牛歩や長時間演説を行ったことが報道された(『朝日新聞』一九六三年六月二九日朝刊二面、『毎日新聞』一九六三年六月二九日朝刊一面、『読売新聞』一九六三年六月二九日朝刊一面)。

(80) 『朝日新聞』一九六三年一月二三日朝刊一面、『毎日新聞』一九六三年一月二三日朝刊二面、『読売新聞』一九六三年一月二三日朝刊一面にも同様の記事が掲載されている。

(81) 自民党の候補者は進藤一馬(元)、中島茂喜(前)、中村寅太(前)、簡牛凡夫(前)の四名。社会党は檜崎弥之助(前)、河野正(前)の二名。共産党は斉藤幸(新)の一名。民主社会党は橋詰又一郎(新)の一名。無所属は福井順一(元)の一名。

(82) その他の九項目は以下のとおりである。「国民の幸福のための民主的政治」、「非核武装、完全軍縮と中立日本の使命」、「物価高とインフレによる独占成長政策の追放」、「一切の格差と不公平の解消」、「国土の大改造、健康な都市、農村の建設」、「災害と不公平と不安からの解放」、「健康な人間形成、腐敗と犯罪の一掃」、「部落の完全解放のための国策樹立」、「憲法改悪粉砕、護憲民主、中立の社会党政権へ」。檜崎の選挙公報は福岡県選挙管理委員会に提供していただいた。

(83) 檜崎の得票率は二六・三%であった。前回の第二九回衆議院議員総選挙での檜崎の得票率は一四・〇%で、第三位の当選であった。

(84) 福岡県全体の社会党の当選者数は、七名であり解散前と同じであったが、得票率は前回を〇・九%下回った。そのため社会党福岡県連は、現状維持に成功しつつも厳しい総括を必要としているとし、日常活動の不足など四項目の課題を挙げた(日本社会党福岡県本部三五年史編さん委員会『日本社会党福岡県本部の三五年』一九八三年、二二二頁)。

(85) 『西日本新聞』一九六三年一月三日朝刊六面。なお、今回の選挙における檜崎の郡部(筑紫郡、早良郡、粕屋郡、宗像郡、朝倉郡、糸島郡)での得票数は二二四九二票であり、前回総選挙における郡部での得票数(二七〇二一票)と比べると四四七一票増加していた(『西日本新聞』一九六三年一月二三日朝刊六面、『西日本新聞』一九六〇年一月二日朝刊六面)。

- (86) 檜崎弥之祐「国会闘争の転換点」、社会主義協会(編)『社会主義』第一四三号(一九六三年九月)、五三一—五八頁、六九頁。
- (87) 檜崎弥之祐「国会闘争の転換点」、五六頁。
- (88) 檜崎弥之祐「国会闘争の転換点」、五六—五七頁。
- (89) 檜崎弥之祐「国会闘争の転換点」、五六頁。
- (90) 檜崎弥之祐「国会闘争の転換点」、五七頁。
- (91) 檜崎弥之祐「国会闘争の転換点」、五八頁。
- (92) 当時、結社の自由と団結権の保護を規定したILO第八七号条約の批准が大きな政治課題となっていた。日本政府はこれ以前の一九六一年三月と一九六二年四月にもILO第八七号条約批准案件と関係法案を国会に提出していたが、いずれも審議未了で廃案となっていた。池田内閣は、第四三回国会にも同案件と法案を提出し、自民党は審議のための特別委員会(ILO特別委員会)の設置を提案していた(『毎日新聞』一九六三年五月三一日朝刊一面)。その後、社会党はこの提案に同意し、ILO特別委員会が設置されることになった(『朝日新聞』一九六三年六月一日朝刊一面、『毎日新聞』一九六三年六月一日朝刊一面、『読売新聞』一九六三年六月一日朝刊一面)。しかし、第四三回国会でもILO第八七号条約批准案件と関係法案は可決成立に至らず、一九六五年の第四八回国会でようやく可決成立に至った。この経緯は、工藤幸男『日本とILO——黒子としての半世紀』第一書林、一九九九年、第六章に詳述されている。
- (93) 檜崎弥之祐「国会闘争の転換点」、五八頁。
- (94) 第四三回国会で、社会党をはじめとする野党は牛歩や長時間演説等を頻繁に行っていた。そのため、法案審議が進まない状態が続いていたが、一九六三年七月三日から四日にかけて自民党と社会党の幹事長・書記長会談が開かれ、少数意見を尊重するとともに不当な議事妨害をつつしむという申し合せで同意の運びとなった(『朝日新聞』一九六三年七月三夕刊一面、『毎日新聞』一九六三年七月四日朝刊一面、『読売新聞』一九六三年七月三夕刊一面)。
- (95) 檜崎弥之祐「国会闘争の転換点」、六九頁。なお、檜崎はインタビュウの終わりに「最後に、あまり、本部の批判ばかり述べたようですが、河上委員長、成田書記長はじめ中執はなかなか今度はがんばってくれたと感謝していることをつけ加えておきます」と述べ、中執への感謝も示している(六九頁)。

(96)

これより前の一九六三年四月、檜崎は社会党機関誌に「道遠けれど」という文章を寄せている。この中で、社会党の重大方針決定の際には末端の第一線活動家の意見が反映されなければならないこと、また、社会党は中華人民共和国との関係で相違点を重視しているが、むしろ一致点を拡大強化していくべきとの考えを示していた(日本社会党中央本部機関紙局『月刊社会党』第七〇号(一九六三年四月)、一〇四頁)。檜崎は、一九六二年九月二五日、中華人民共和国の国慶節に参列するため他の社会党議員八名とともに訪中しており、中華人民共和国との関係を重視していた(『読売新聞』一九六二年九月二五日朝刊二面)。

\* 広島修道大学